

大学院の授業料・入学料減免について

本学では、経済的理由等により、授業料・入学料の全額又は半額の減免を申請できる制度があります。対象者は次の1～4のいずれかに該当する者であり、必要な書類を添えて申請してください。

<減免の種類>

- (1) 全額減免
- (2) 半額減免

<対象者>

1. 生活保護法に規定する被保護者の学生
2. 以下の減免要件に該当する学生
 - (ア) 生計維持者について、市町村民税の均等割が非課税であること
 - (イ) 生計維持者について、市町村民税の所得割が非課税又は課税額0円であること
3. 風水害の災害を受けた学生
4. その他やむを得ない事情があると学長が認めた学生

<提出書類>

1. 申請書
2. 前年度所得証明書（原本）…生計維持者の分提出
3. 保健福祉センター福祉事務所長又は民生委員が証したもの…生活保護法に規定する被保護者の学生は提出
4. 市区町村長（火災にあつては消防署長）が証明した「罹災証明書」…風水害等の災害を受けた場合は提出